

仕様書(案)

1 件名

板橋区史跡公園（仮称）展示活用施設整備計画及び展示デザイン業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

3 履行場所

板橋区史跡公園（仮称）予定地

4 業務目的

陸軍板橋火薬製造所跡は、平成29年10月に国史跡に指定された。板橋区では平成29年に「板橋区史跡公園（仮称）基本構想」、令和元年に保存活用計画、令和2年に整備基本計画を策定し、整備方針として建造物の内部を整備したうえで活用することを明記している。

本業務ではそれぞれの建造物の設置目的から、展示活用施設としてのあり方を検討するとともに、内部デザイン案を提案することを目的とする。

5 業務概要

- (1) 与条件の整理
- (2) 展示活用施設整備計画の策定
- (3) 展示デザイン計画の策定
- (4) デザイン案に基づく完成予想パースの作成
- (5) 各種グッズ類のデザイン開発検討
- (6) 整備スケジュールの策定及び概算費用の算出
- (7) 打ち合わせ協議

6 業務内容

- (1) 与条件の整理

業務に関係する調査データや既存計画等を収集・整理し、業務全体計画を立案する。

- (2) 展示活用施設整備計画の策定

- ① 整備計画策定に向けた方針検討

令和7年度に策定した史跡ガイダンス展示計画及び産業ミュージアム

整備基本構想・基本計画や、これまで取りまとめてきた各種構想・計画をもとに、内部活用を行う建造物同士の連携を念頭に置いたうえで設計の指針となる基本方針を策定する。検討においては、それぞれの建造物ごとの事業領域を設定する。

② 内部整備に向けた諸室機能等の検討

①の検討に基づき、各建造物の事業活動を想定したうえで、必要となる諸室機能及び資料の収蔵施設の在り方を検討する

③ 展示等事業活動の計画検討

展示等事業活動について、展示や情報発信の方針及びテーマ設定、展示ストーリー、演出などについて検討を行う。

④ 展示等事業活動の計画に基づく施設計画案の作成

①②③の検討に基づき、建造物内部整備における基本的な考え方を整理し、事業活動の方向性を踏まえ必要な施設機能や規模、空間配置、動線などを取りまとめること。取りまとめにあたっては以下の事項を含むこと。

- ア 敷地諸条件の確認
- イ 施設のBIMデータの整備と活用化の検討
- ウ 施設の機能、施設の構成の検討
- エ 施設機能に基づくゾーニング、配置計画の検討・策定
- オ 施設管理の検討
- カ 施設内部のサインの検討
- キ 二次元バーコード等を用いた情報発信と情報普及の方策の検討
- ク 施設に係る諸設備（電気・機械・給排水等）の検討

（3）展示デザイン計画の策定

（2）の検討を基に、以下の事項について検討を行う。検討にあたっては本区学芸員と充分に協議のうえ実施すること。

- ア 展示コンセプト・テーマ設定、ストーリー等の検討・立案
- イ 展示コンテンツ、展示資料リストの検討・立案
- ウ 展示動線の検討・立案
- エ 展示手法・演出、解説計画の検討・立案
- オ 展示スペース空間構成（ゾーニング、動線、展示資料の空間配置計画）の検討・立案
- カ 展示資料の複製化など、展示物制作に関する検討

（4）デザイン案に基づく完成予想パースの作成

（1）～（3）を踏まえ史跡公園のデザイン案に基づきイメージパース図を作成する。

（5）各種グッズ類のデザイン開発検討

展示活用施設で使用する名刺、封筒、ウェア等及び販売用のグッズ等についてのデザインと展開方法について検討を行う。

（6）整備スケジュールの策定及び概算費用の算出

① 整備スケジュールの策定

設計、内部整備工事及び展示コンテンツの制作及び設置工事など、整備工程について取りまとめる。

② 概算費用の算出

設計費用、当初整備費用の概算額を算出する。併せて展示リニューアル費用、維持管理経費などの概算額を算出する。

（7）打ち合わせ協議

本業務に関し担当者との打ち合わせを隨時行う。

7 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

・最終報告書	1 部
・協議記録	1 部
・イメージスケッチ	1 式
・電子データ	1 式

8 成果品の取り扱い

（1）成果品の所有権、著作権等は板橋区に帰属する。

（2）受託者が収集・作成した資料及び成果品等は、区の承諾を得ずに使用してはならない。

9 業務の完了報告及び契約代金の支払い

履行完了後、すみやかに完了報告書を区に提出すること。

契約代金は、完了報告書に基づく区による検査に合格した後、受託者からの書面による請求に基づき、一括して支払う。

10 その他

（1）受託者は、区と連絡を密にとり、作業の進捗に支障のないようにすること。

（2）区が、受託者に貸与した資料等の取り扱いには十分注意すること。

（3）本業務により知り得た個人のプライバシー等に関する事項については、

「個人情報を取り扱う業務委託契約に係る特記事項」による。

(4) 受託者が区との間でデータの授受は、次の点を遵守する。

- ① 原則として外部記録媒体は使用せず、区指定の「ファイルストレージシステム」を用いて授受を行う。「ファイルストレージシステム」の利用ができない場合は、その理由を明らかにし、区の指示を受けること。
- ② 使用するファイル等は、作業開始前にウィルスチェックを実施し、安全を確認したうえで作業に入り、作業終了後は同様にウィルスチェックを実施し、安全を確認すること。

(5) その他、本仕様書に明示のないもの、またはその解釈に疑義が生じたものについては、受託者と区で協議を行い定めるものとする。

11 担 当

板橋区教育委員会事務局生涯学習課近代化遺産担当係 鈴木

住 所 板橋区板橋2-66-1 板橋区役所北館6階

電 話 03(3579)2664

メール ky-kindaiisan@city.itabashi.tokyo.jp